

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則

〔 昭和 36 年 9 月 30 日
公安委員会規則第 6 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和 36 年兵庫県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する協力援助者（以下「協力援助者」という。）の給付の実施について必要な事項を定めるものとする。

(災害発生報告)

第 2 条 協力援助者が災害を受けた場合は、協力援助を受けた警察官の所属する部署の長（以下「所属長」といい、警察官の職務に直接協力援助した者の場合にあつては協力援助を受けた警察官の所属する部署の長、警察官がその場にはいない場合に自ら法第 2 条第 1 項に規定する犯罪の現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当たった者又は同条第 2 項に規定する人命の救助に当たった者の場合にあつては逮捕又は救助に当たった場所を管轄する警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長をいう。）は、警察本部長を経て、公安委員会に、協力援助者災害発生報告書（様式第 1 号）により、速やかに、その状況を報告しなければならない。

2 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条第 1 項の規定による公安委員会からの援助の要求に基づき、兵庫県警察の管轄区域内に派遣された警察庁又は他の都道府県警察の警察官の職務に協力援助した者が災害を受けた場合には、当該警察官を指揮する部隊の長又は警察本部長の指名する者をもって前項における所属長とみなす。

(認定及び通知)

第 3 条 公安委員会は、前条の報告に基づき、条例第 2 条第 1 号に規定する認定を行ったときは、その結果を給付を受ける者に対し、災害給付通知書（様式第 2 号）により速やかに通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 429 号。以下「政令」という。）第 10 条の 2 第 1 項後段（政令第 10 条の 7 第 6 項において準用する場合を含む。）第 10 条の 3 第 1 項後段、第 10 条の 4 第 2 号、第 12 条の 2 若しくは附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は政令第 9 条第 2 項の規定の適用を受ける胎児であった子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となった場合においても、同様とする。

(年金以外の給付の支給決定方法)

第 4 条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ、次の各号に定める給付の請求書を公安委員会に提出するものとする。

- (1) 療養給付請求書（様式第 3 号）
- (2) 障害給付一時金請求書（様式第 4 号）
- (3) 介護給付請求書（様式第 4 号の 2）

- (4) 遺族給付一時金請求書（様式第5号）
 - (5) 葬祭給付請求書（様式第6号）
 - (6) 未支給の給付請求書（様式第7号）
 - (7) 休業給付請求書（様式第8号）
- 2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以後の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第3号に掲げる書類を、それぞれ省略することができる。
- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
 - (2) 介護に要する費用を支出して介護を受けた場合には、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
 - (3) 親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合には、その事実を示す書類
- 3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の理由となった協力援助者の死亡（政令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第6条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
 - (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に政令第10条の5第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
 - (5) 請求者が政令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (6) 請求者が政令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (7) 請求者が政令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
- 4 未支給の給付請求書には、次の各号に掲げる書類又は資料を添付するものとする。ただし、請求者が、未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合には、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類又は資料と同じ書類又は資料については、その添付を省略することができる。
- (1) 死亡受給権者（給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下同じ。）の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
 - (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類
ア 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

イ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる書類

ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(3) 請求者が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、政令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類

(4) 死亡受給権者が第1項又は第6条の規定による請求をしていなかったときは、当該請求を行うこととした場合に必要な書類その他の資料

5 公安委員会は、第1項に規定する給付の請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（療養給付及び休業給付の支給方法）

第5条 公安委員会は、療養給付として支給する費用及び休業給付については、毎月1回以上支給を行うものとする。

（年金たる給付の支給決定方法）

第6条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）を受けようとする者は、傷病給付年金請求書（様式第10号）、障害給付年金請求書（様式第11号）又は遺族給付年金請求書（様式第12号）を公安委員会に提出するものとする。

2 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の理由となった協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し

(2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(3) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(4) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が政令第9条第1項第4号に規定する状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料

(5) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

3 公安委員会は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書により通知するものとする。

（金融機関の届出等）

第6条の2 年金たる給付を金融機関で受け取ることを希望する者は、年金受給金融機関届出書（様式第14号）を公安委員会に提出するものとする。

2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る金融機関を変更する場合には、速やかに年金受給金融機関変更届出書（様式第15号）を公安委員会に提出するものとする。

（年金証書）

第7条 公安委員会は、年金たる給付の支給に関する通知をするときは、当該給付を受けるべき者に、併せて年金証書（様式第16号）を交付するものとする。

2 公安委員会は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合には、新たな証書を交付するものとする。

3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書（様式第17号）に亡失の理由を明らかにすることができる書類を添えて、証書の再交付を公安委員会に請求することができる。

（障害の程度の変更）

第8条 公安委員会は、政令第6条の2第4項又は第7条第9項に規定する場合には、新たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、速やかに、当該給付を受ける者に傷病給付変更決定通知書（様式第18号）又は障害給付変更決定通知書（様式第19号）により通知するものとする。

2 前項の決定を受けようとする者は、傷病給付変更請求書（様式第20号）又は障害給付変更請求書（様式第21号）を公安委員会に提出するものとする。

3 前項の傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書には、障害の程度に変更があった時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付するものとする。

（年金たる給付の額の改定の通知）

第9条 公安委員会は、年金たる給付の額が改定されることとなるときは、当該年金たる給付を受ける者に対し、年金額変更決定通知書（様式第22号）により、速やかにその旨を通知するものとする。

（障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置）

第10条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書（様式第23号）、障害給付年金前払一時金請求書（様式第24号）又は遺族給付年金前払一時金請求書（様式第25号）を公安委員会に提出するものとする。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡診断書その他その者の死亡を証明する書類又はその写し

(2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄に関し市町村長が発行する証明書

(3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が政令附則第2条第3項第1号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明する書類

- (4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしてないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - (5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が政令附則第2条第4項において準用する政令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
 - (6) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第6条の規定による請求をしていなかったときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な書類その他の資料
- 3** 公安委員会は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書により通知するものとする。

(障害給付年金等の支給停止終了の通知)

第10条の2 公安委員会は、政令附則第3条第5項の規定による障害給付年金の支給の停止又は政令附則第4条第4項において準用する政令附則第3条第5項若しくは政令附則第8条第3項の規定による遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対し、年金支給停止期間満了通知書(様式第26号)により速やかにその旨を通知するものとする。

(端数の整理)

第11条 政令第7条第8項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(遺族給付年金の請求等の代表者)

第12条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を、第6条第1項に規定する請求書の提出並びに第10条第1項に規定する請求書の提出及び受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに、書面でその旨を公安委員会に届け出るものとする。この場合においては、その代表者を選任し、又は解任したことを証明することのできる書類を添付するものとする。

(所在不明による支給停止の申請等)

第13条 政令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書(様式第27号)を公安委員会に提出するものとする。

2 政令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書(様式第28号)及び年金証書を公安委員会に提出するものとする。

3 公安委員会は、前2項の規定による申請に基づき遺族給付年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に書面でその旨を通知するものとする。

(定期報告等)

第14条 2年以上の療養給付を受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年2月1日から同月末日までの間にその療養若しくは障害の現状又は遺族給付年金の支給額の算定の基礎となる遺族(政令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができるこ

ととされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)の現状に関し、療養障害現状報告書(様式第29号)又は遺族の現状報告書(様式第30号)を公安委員会に提出するものとする。ただし、公安委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

第14条の2 療養給付を受けている者で、療養の開始後1年6月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていないものは、同日後1月以内に、その療養の現状に関し、前条の療養障害現状報告書を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する者から、必要の都度、同項の報告を求めることができる。
(届出)

第15条 年金たる給付を受けている者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を公安委員会に届け出るものとする。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が傷病等級に該当する障害の状態の程度に該当しなくなったとき。

(3) 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が障害等級に該当する障害の程度に該当しなくなったとき。

(4) 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げるとき。

ア 政令第10条第4項第2号に該当するに至ったとき。

イ 政令第10条の2第1項(同項第1号及び第5号を除く。)の規定により、その者の遺族給付年金を受けている権利が消滅したとき。

ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けていることができる遺族(政令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けていることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)の数に増減を生じたとき(その遺族に政令第10条の2第1項第5号に該当するに至った者が生じたときを除く。)

2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに、書面でその旨を公安委員会に届け出るものとする。

3 前2項(第1項第1号を除く。)の届出をする場合には、当該書面にその事実を証明することのできる書類その他の資料を添付するものとする。

(審査請求)

第16条 給付を受けようとする者で、公安委員会が決定した条例第2条各号に掲げる事項について異議ある者は、公安委員会に対し、審査請求書(様式第31号)により審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求があつたときは、公安委員会は、速やかに、これを審議し、その結果を文書をもって請求人に通知するものとする。

(諮問機関)

第17条 公安委員会は、前条による審査請求事項を審議するため必要と認めるときは、警察本部に災害給付に関する諮問委員会を設け、その意見を求めるものとする。

(記録簿)

第 18 条 公安委員会は、災害給付記録簿（様式第 32 号）、傷病給付年金記録簿（様式第 33 号）、障害給付年金記録簿（様式第 34 号）及び遺族給付年金記録簿（様式第 35 号）を備え、必要な事項を記入するものとする。

（書類の保存）

第 19 条 災害給付に関する書類は、その完結の日から 3 年間保存しなければならない。

（助力と証明）

第 20 条 所属長及び給付の事務を行う者は、給付を受けるべき者が行う給付の請求手続について積極的に助力しなければならない。

2 所属長は、給付の実施に関し、給付を受けるべき者の要求があるときは、必要な証明をしなければならない。

（補則）

第 21 条 この規則中、公安委員会が行う給付を受けるべき者又は審査請求をした者に対する通知については、いずれも警察本部長が所属長を経由して行うものとし、給付を受けようとする者又は異議の申立てをしようとする者が、公安委員会に対して行う給付の請求、届出、報告又は申立てについての書類は、いずれも所属長を経由して警察本部長に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 36 年 4 月 13 日から適用する。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の廃止）

2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則（昭和 29 年兵庫県公安委員会規則第 20 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の適用日前に生じた理由に係る給付の実施については、なお従前の例による。

附 則 （昭和 42 年 10 月 17 日公安委員会規則第 16 号）

〔沿革〕 昭和 50 年 10 月公安委員会規則第 8 号、57 年 5 月第 5 号改正

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （昭和 46 年 6 月 11 日公安委員会規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （昭和 48 年 6 月 8 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （昭和 50 年 10 月 9 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 51 年 10 月 9 日公安委員会規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 52 年 7 月 26 日公安委員会規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 57 年 5 月 11 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 28 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 28 日公安委員会規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の規定は、昭和 60 年 10 月 1 日以後に死亡した協力援助者の遺族について適用し、同日前に死亡した協力援助者の遺族については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日公安委員会規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 7 年 4 月 4 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日公安委員会規則第 4 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 20 年 7 月 1 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 7 日公安委員会規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規則第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 法附則第 3 条の規定により、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日公安委員会規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 8 月 2 日公安委員会規則第 8 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和7年4月30日公安委員会規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

協力援助者災害発生報告書

（表）

兵庫県公安委員会 殿 協力援助者の災害が下記のとおり発生したので報告します。	報告年月日	年 月 日
	文書番号	
	（協力援助を受けた者を指揮する部署の長の官職氏名） <div style="text-align: right;">印</div>	
1 協力援助を受けた者 官職階級 氏 名 (年 月 日生)		
2 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生) 職 業 <input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女		
3 給付を受けるべき者 住 所 氏 名 (年 月 日生) 協力援助者との続柄又は関係		
4 災害発生場所		
5 災害発生の日時 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 午前 午後 時ごろ </div>		

6 災害発生の原因及びその状況		
7 傷病名	8 傷病の部位	9 傷病の程度
10 医師の意見、剖検記録等災害が協力援助によるものであるかどうかを認定するため参考となる事項		
11 医師の証明 7から9までに記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名		

- 1 各項の欄内に記入できないときは別紙としてもよい。
- 2 添付された診断書等に7から9まで及び10に掲げる事項が記載されているときは、11の医師の証明は省略してもよい。

通 知 年 月 日	年 月 日	通 知 番 号	第 号
<p data-bbox="272 409 537 443">（給付を受けるべき者）</p> <p data-bbox="256 488 344 521">住 所</p> <p data-bbox="256 566 630 600">氏 名 殿</p> <p data-bbox="783 645 1024 678">（給付の実施機関名）</p> <p data-bbox="1251 741 1289 775">印</p> <p data-bbox="628 893 978 927">災 害 給 付 通 知 書</p> <p data-bbox="229 974 1382 1048">あなたは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定により、下記の災害に対する給付を受けることができますので、通知します。</p> <p data-bbox="783 1133 821 1167">記</p> <p data-bbox="236 1252 474 1285">1 災害を受けた者</p> <p data-bbox="280 1330 368 1364">住 所</p> <p data-bbox="280 1408 1299 1442">氏 名 (年 月 日生) 男・女</p> <p data-bbox="236 1527 368 1561">2 傷病名</p> <p data-bbox="236 1727 813 1760">3 災害発生年月日 年 月 日</p>			

(注 意 事 項)

- 1 あなたは、下記の理由に該当するときは、それぞれの理由に対応する給付を受けることができますので、速やかに請求書を提出してください。
- 2 請求に必要な手続等詳細については、警察本部まで問い合わせてください。

あなたが受けることができる給付の内容

1 あなたが被災者である場合

(1) 療養給付

協力援助したために受けた負傷又は病気については、次に掲げるもので、療養上相当と認められるものを療養給付として受けることができます。

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移送

(2) 傷病給付

協力援助したための負傷又は疾病が療養の開始後1年6月を経過した日以後において、治らないで傷病等級に該当する程度の障害状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病給付を受けることができます。

なお、傷病給付を受ける場合には休業給付を受けることができません。

(3) 障害給付

協力援助したための負傷又は病気が治ったとき、障害等級に該当する程度の障害が残ったときは、その程度に応じて障害給付年金又は障害給付一時金の障害給付を受けることができます。

(4) 障害給付年金前払一時金

障害給付年金を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害給付年金前払一時金を受けることができます。

なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されることになります。

(5) 介護給付

傷病給付年金又は障害給付年金を受けることができる場合で、国家公安委員会規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）、介護給付を受けることができます。

(6) 休業給付

協力援助したために受けた負傷又は病気の療養のため従前得ていた収入が得られないときは、その期間、給付基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業給付を受けることができます。

2 あなたが被災者以外の者である場合

(1) 遺族給付

あなたが死亡した協力援助者の遺族であって、次のア及びイの要件を充たす場合は、遺族給付年金を受けることができます（遺族給付年金を受けることができる遺族がない場合は、政令の規定により、遺族給付一時金を受けることができます。）。

- ア 協力援助者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたこと。
- イ 次の表の①から⑦までに掲げる遺族のいずれかに該当し、先順位の者がいないこと（順位は、①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者の間にあっては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。）。

順位	遺族
①	妻又は60歳以上の夫
②	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
③	60歳以上の父母
④	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
⑤	60歳以上の祖父母
⑥	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
⑦	55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹
備考	夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が、協力援助者の死亡の当時、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあったときは、①から⑥までに掲げる遺族の年齢に関する要件はなくなります。

ただし、あなたが⑦に掲げる者であるときは、60歳に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。

なお、協力援助者の死亡した日が次の表(ア)の欄の区分のいずれかに該当するときは、上の表に掲げる遺族の年金についての要件は、次のようになります。

- ア 上の表①、③、⑤及び⑥に掲げる遺族については、「60歳以上」とある部分は、それぞれ、次の表の(ア)の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げる年齢となります。
- イ 上の表の⑦に掲げる遺族については、「55歳以上60歳未満」とある部分は、それぞれ、次の表の(ア)欄の区分に応じて、(ウ)の欄に掲げる年齢となります（ただし、上の表の⑦の欄に掲げる者が次の表の(エ)の欄に掲げる年齢に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。）。

(ア) 協力援助者の死亡した日	(イ)	(ウ)	(エ)
昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上 57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳以上	55歳以上 58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳以上	55歳以上 59歳未満	59歳

(2) 遺族給付年金前払一時金

あなたが遺族給付年金を受けることができる場合は、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族給付年金前払一時金を受けることができます。

なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されます。

(3) 葬祭給付

あなたが死亡した協力援助者の葬祭を行った者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額の葬祭給付を受けることができます。

(4) 障害給付年金差額一時金

あなたが障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の遺族であって、死亡した協力援助者に支給された障害給付年金及び障害給付年金差額一時金の合計額が政令で定める障害の程度に応じた額（注参照）に満たないときは、その差額に相当する額の障害給付年金差額一時金を受けることができます。

(注) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令附則第2条（抄）

障害等級	額
1 級	給付基礎額に1,340を乗じて得た額
2 級	給付基礎額に1,190を乗じて得た額
3 級	給付基礎額に1,050を乗じて得た額
4 級	給付基礎額に920を乗じて得た額
5 級	給付基礎額に790を乗じて得た額
6 級	給付基礎額に670を乗じて得た額
7 級	給付基礎額に560を乗じて得た額

(5) 未支給の給付

あなたが給付の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき給付でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の給付を受けることができます。

療 養 給 付 請 求 書

(1)

		請求回数	第 回
兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長) 下記のとおり療養給付を請求します。		請求年月日	年 月 日
		(請求者) 住所	
		氏名	
(給付費用の受領委任) この請求書による療養給付の費用の受領を委任します。		氏名	に
(委任に基づく支払請求) 上記委任に基づき、この請求書による療養給付の費用の支払を請求します。		住所	
		支払請求者の 氏名	
1 協力援助者		住所	
		氏名	(年 月 日生)
2 負傷又は発病の年月日		年 月 日	午前 午後 時頃
3 診療費	内訳は「10 医師の証明」欄記載のとおり		円
4 調剤費	内訳は「11 薬剤師の証明」欄記載のとおり		円
5 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円
	年 月 日から 年 月 日まで	日間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [看護師の資格]	円
6 移送費	(交通費)		
	から まで km <input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復 回 (その他の移送費)		円
7 上記以外の療養費			円
8 療養給付請求金額			円
9 送 金 先	銀行名		※受理 年 月 日
	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定 年 月 日
	名義 (カタカナで、記入して下さい)		※支払 年 月 日
	口座番号		※決定金額 円
			添付書類 枚

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。該当する□に✓を記入すること。
 2 「(給付費用の受領委任)」欄には、診療に当たった医師若しくは医療機関、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養給付の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には、記載しないこと。
 3 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
 4 「7 上記以外の療養費」については、その領収書及び明細書を添付すること。
 5 (2)、(3)又は(4)の用紙の記入に代えて同様事項を記載した医師、薬剤師、柔道整復師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよい。

※10 医師の証明		(患者氏名)	
傷病名		(診療機関)	
傷病の経過 (現在の状況)		年 月 日から 年 月 日まで 日間 診療実日数 日	
診療費の内訳		金額 (円)	
診察	初診		
	再診		
	往診		
	指導		
投薬	内服 外用	(処方内容・使用量等)	
注射	皮下筋肉内 静脈内 その他		
処置 手術 麻酔	(処置名・手術名・回数等)		(手術施行年月日) 年 月 日
検査	(検査名・回数等)		
レントゲン	透視診断 写真診断 撮影 造影剤	(使用フィルム・回数等)	
その他	(治療名・回数等)		
入院	入院期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
	基準給食	看特2	入院料 (室料・看護料・給食料) 入院時医学管理料
	普通給食	看特1	
		看1	
		看2	
	基準寝具	看3	
その他			
診療費の合計			円
<p>上記の事項は事実と相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>病院又は診療所の</p> <p style="margin-left: 150px;"> { 所在地 名称 医師氏名 </p>			

※11 薬剤師の証明				(患者氏名)							
処方せんを交付した病院又は診療所の				所在地							
				名称							
				医師氏名							
調剤期間		年	月	日から	年	月	日まで	日間	調剤実日数	日	
調剤費の内訳							金額(円)				
処方月日	調剤月日	剤型	処方	調剤数量	薬剤価格	調剤手数料					
月 日	月 日				円	円					
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
月 日	月 日										
調剤費の合計							円				
処方せんの枚数							枚				
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。											
年 月 日				薬局の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">{</td><td>所在地</td></tr> <tr><td>名称</td></tr> <tr><td>薬剤師氏名</td></tr> </table>				{	所在地	名称	薬剤師氏名
{	所在地										
	名称										
	薬剤師氏名										

※12 訪問看護事業者の証明		(患者氏名)						
傷病名		(訪問看護期間) 年 月 日から 年 月 日まで 訪問看護の回数 回						
傷病の経過								
基本療養費	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士	指示年月日 年 月 日						
		主治医への直近報告年月日 年 月 日						
	円 × 回 円	訪問日						
	准看護師	1	2	3	4	5	6	7
	円 × 回 円	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31				
管理療養費	初 回 円							
	2回目以降 回 円							
情報提供療養費	円	提供した情報の概要						
		情報提供先の市(区)町村の名称						
ターミナルケア療養費	円	(備考)						
	死亡年月日 年 月 日							
合計	円							
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名								
医療機関の名称								
主治医の氏名								
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。								
年 月 日								
訪問看護事業者の { 所在地 名称 代表者氏名								

障害給付一時金請求書

(表)

兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長) 下記のとおり障害給付一時金を請求します。		請求年月日	年 月 日
		(請求者) 住所 氏名	
1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 治癒年月日 年 月 日	
4 障害等級		第 級	
5 障害の部位及びその程度			
6 既存障害とその程度			
7 障害給付一時金請求金額 (給付基礎額) (倍 数) 円 × = 円			
8 添付する書類その他の資料名			
9 送 金 先	銀行名		※受理 年 月 日
	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定 年 月 日
	名 義 (カタカナ で、記入して 下さい)		※支払 年 月 日
	口座番号		※決定金額 円

(裏)

※ 10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内	基 準 額		円	
	訳	扶 養 親 族	子	人	円
			そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 「5 障害の部位及びその程度」欄の記載事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記載すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記載するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合には、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

様式第4号の2 (第4条関係)

介護給付請求書

		請求回数 第 回	
兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長) 下記のとおり介護給付を請求します。		請求年月日 年 月 日	(請求者) 住所 氏名
1 協力援助者 住所 氏名		(年 月 日生)	
2 負傷又は発病の年月日		年 月 日	
3 受けている年金の種類 <input type="checkbox"/> 傷病給付年金(傷病等級 級第 号) <input type="checkbox"/> 傷害給付年金(傷害等級 級第 号)		4 年金証書の番号 第 号	
5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態		6 介護を要する状態の区分 <input type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態	
7 請求内容	請求対象年月	介護に要する費用として支出した額	親族等から介護を受けた日の有無
	年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8 介護を受けた場所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院・施設等(名称:) 入院(入所)期間 年 月 日 ~ 年 月 日			
9 親族等で介護に従事した者	氏名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日
10 介護給付請求金額		円	
11 添付する書類その他の資料名			
12 送金先	銀行名		※受理 年 月 日
	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定 年 月 日
	名義 (カタカナで、記入して下さい)		※支払 年 月 日
	口座番号		※決定金額 円

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。該当する□に✓を記入すること。
- 2 「5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」欄については、第1回目の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があった場合にのみ記載することとし、記載事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは、「証明書のとおりに」と記載すること。
- 3 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてもよい。

遺族給付一時金請求書

（表）

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 下記のとおり遺族給付一時金を請求します。		請求年月日	年 月 日		
		（請求者） 住所 氏名 協力援助者との 続柄又は関係			
1 協力援助者 住所 氏名		（ 年 月 日生）			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 死亡年月日 年 月 日			
4 遺族給付一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	協力援助者との続柄又は関係	（給付基礎額）（倍数） $\left(\begin{array}{c} \text{支給された年金及び前払一時金の額の総計} \\ \text{計} \end{array} \right) \times \frac{1}{\text{---}} = \text{---} \text{円}$ （受給権者の数）	
	遺族給付年金が支給されていた場合	年金の受給権者であった者の氏名		年金証書の番号	支給された年金額の合計 （支給された前払一時金の額）
					円
					円
遺族給付年金前払一時金が支給されていた場合				円	
総 計				円	
5 遺族給付一時金請求金額				円	
6 添付する書類その他の資料名					
7 送金先	銀行名		※受理	年 月 日	
	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定	年 月 日	
	名義 （カタカナで、記入して下さい）		※支払	年 月 日	
	口座番号		※決定金額 円		

(裏)

※ 8 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
	そ の 他		人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印			

注 ※印欄には記載しないこと。

葬 祭 給 付 請 求 書

（表）

兵 庫 県 公 安 委 員 会 殿 （ 兵 庫 県 警 察 本 部 長 ） 下記のとおり葬祭給付を請求します。	請 求 年 月 日	年 月 日	
	（請求者） 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係		
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日	3 死亡年月日 年 月 日		
4 葬祭給付請求金額 (給付基礎額) (A) 円 + × 30 = 円 (給付基礎額) (B) × 60 = 円 (A)(B)のうち <input type="checkbox"/> (A) <input type="checkbox"/> (B) 円 高い方の金額			
送 金 先	銀 行 名	※受理 年 月 日	
	預 金 種 類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定 年 月 日
	名 義 (カタカナ で、記入し て下さい)	※支払 年 月 日	※決定金額 円
	口 座 番 号		

(裏)

※ 6 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
	そ の 他		人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印			

注 ※印欄には記載しないこと。

様式第7号（第4条関係）

未支給の給付請求書

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 下記のとおり未支給の給付を請求します。	請求年月日	年 月 日		
	（請求者） 住 所 氏 名 死亡した受給権者との続柄			
1 協力援助者 住 所 氏 名				
2 死亡した受給権者 氏 名 協力援助者との続柄又は関係 （ 年 月 日死亡）				
3 未支給の給付の種類 〔年金たる給付のときは 年金証書の番号 第 号〕				
4 未支給の給付の請求金額 円				
5 添付する書類その他の資料名				
6 送 金 先	銀行名	※受理	年 月 日	
	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定	年 月 日
	名 義 （カタカナで、記入して下さい）		※支払	年 月 日
	口座番号		※決定金額	円

注 ※印欄には記載しないこと。

休業給付請求書

(表)

		請求回数	第 回
兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長)		請求年月日	年 月 日
下記のとおり休業給付を請求します。		(請求者) 住所 氏名	
1 協力援助者 住所 氏名		(年 月 日生)	
2 負傷又は発病の年月日		年 月 日	
3 請求日数	年 月 日 から のうち 年 月 日 まで		
4 請求金額の計算	(給付基礎額) $\frac{60}{100}$ (日数) 円 × $\frac{60}{100}$ × = 円		
5 休業給付請求金額		円	
※6 医師 の 証 明	傷病名	現在の状態 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	
	(請求日数のうち療養のため業務に従事することができなかったと認められる日数) 年 月 日 から のうち 日 年 月 日 まで 上記のとおりであると認めます。		(業務に従事することができなかったと認められる理由)
	年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名		
7 送 金 先	銀行名	※受理	年 月 日
	預金種類 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定	年 月 日
	名義 (カタカナで、記入して下さい)	※支払	年 月 日
	口座番号	※決定金額 円	
添付書類			枚

(裏)

※ 8 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
		そ の 他	人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
2 該当する口に✓印を記入すること。
3 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」欄の記載については、前回の請求後の分について記載すること。
4 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。

様式第9号（第4条、第6条、第10条の2関係）

給付決定通知書

通知年月日	年月日	通知番号	第号
(請求者) 住所 氏名 殿 下記のとおり給付の決定をしたので通知します。		(給付の実施機関名) <div style="text-align: right;">印</div>	
給付の内容	決定額	給付の内容	決定額
療養給付	円	葬祭給付	円
傷病給付年金	円	障害給付年金差額一時金	円
障害給付年金	円	障害給付年金前払一時金	円
障害給付一時金	円	遺族給付年金前払一時金	円
介護給付	円	未支給の給付	円
遺族給付年金	円	休業給付	円
遺族給付一時金	円		
合		計	
円			
備考			

傷病給付年金請求書

(表)

		※ 年金証書の番号	第	号
兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長) 下記のとおり傷病給付年金の支給の決定を請求します。		請求年月日	年 月 日	
		(請求者) 住所 氏名		
1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日				
3 傷病等級 第 級		4 傷病等級該当年月日 年 月 日		
5 傷病の名称、部位及びその状態				
6 既存障害の部位及びその程度				
7 日常生活の状態				
8 傷病給付年金請求金額 (給付基礎額) (倍数) 円 × = 円				
9 添付する書類その他の資料名				
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※決定金額 円

(裏)

※ 10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
		そ の 他	人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。				
年 月 日				
官 職				
氏 名				
印				

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 「5 傷病の名称、部位及びその状態」欄の記載事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記載すること。
- 3 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

障 害 給 付 年 金 請 求 書

(表)

		※ 年金証書の番号	第	号
兵 庫 県 公 安 委 員 会 殿 (兵 庫 県 警 察 本 部 長) 下記のとおり障害給付年金の支給の決定を請求します。		請 求 年 月 日	年 月 日	
		(請求者) 住 所 氏 名		
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 治癒年月日 年 月 日		
4 障害等級		第 級		
5 障害の部位及びその程度				
6 既存障害とその程度				
7 障害給付年金請求金額 (給付基礎額) (倍数) 円 × = 円				
8 添付する書類その他の資料名				
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※決定金額 円

(裏)

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
	そ の 他		人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印			

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
2 「5 障害の部位及びその程度」欄の記載事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記載すること。
3 「6 既存障害とその程度」欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記載するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合には、その該当する障害等級を明記すること。
4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

遺族給付年金請求書

（表）

		※ 年金証書の番号		第 号	
兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 下記のとおり遺族給付年金の支給の決定を請求します。		請求年月日		年 月 日	
		（請求者又は代表者） 住 所 氏 名 協力援助者との関係			
1 協力援助者					
住 所					
氏 名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日			3 死亡年月日		
年 月 日			年 月 日		
4 請求の理由		<input type="checkbox"/> 協力援助者の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出産 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明			
5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族	氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考
6 既に遺族給付年金を受けていた遺族	氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考

(裏)

7 遺族給付年金請求年額の計算	(給付基礎額) × (倍数) × $\frac{1}{\text{(請求者の数)}} =$	円		
8 遺族給付年金請求額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合	円		
	代表者を選任した場合	(7の請求金額) (請求者の数) × = 円		
9 添付する書類その他の資料名				
※ 10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額		円	
	内 扶 養 親 族	基 準 額		円
		子	人	円
		そ の 他	人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日	※決定金額 円	

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族」欄の備考には、その者が請求者であるときは㊦、その者が代表者であるときは㊧、その者が身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にある者であるときは㊨、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊩と明記すること。

様式第14号（第6条の2関係）

年金受給金融機関届出書

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 傷病 障害給付年金を下記において受け取りたいの 遺族 で届け出ます。	届出年月日	年 月 日
	※年金証書の番号	第 号
	（受給権者） 住 所 氏 名	
（金融機関名） 銀 行 本 店 支	所在地 口座名 <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 口座番号	
備 考		
※届出受理年月日	年 月 日	

- 注 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ給付を実施する者に相談すること。
 2 届出者は、該当する□に✓印を記入すること。ただし、※印欄には記載しないこと。

様式第15号（第6条の2関係）

年金受給金融機関変更届出書

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 傷病 障害給付年金の受取を下記のとおり変更した 遺族 いので届け出ます。	届出年月日	年 月 日
	※年金証書の番号	第 号
	（受給権者） 住 所 氏 名	
変 更 前	変 更 後	
（金融機関名） 銀 行 本 店 支	（金融機関名） 銀 行 本 店 支 所在地 □座名 □普通預金 □当座預金 □座番号	
備 考		
※ 届出受理年月日	年 月 日	

- 注 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ給付を実施する者に相談すること。
 2 届出者は、該当する□に√印を記入すること。ただし、※印欄には記載しないこと。

第 号

協 力 援 助 者

年 金 証 書

受給権者の氏名

(年 月 日生)

年金の種類

(第 級)

年金の額

円

支給開始年月

年 月

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定により上記のとおり支給します。

年 月 日

(給付の実施機関名)

印

注 意 事 項

- 1 この証書は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例によって、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。
なお、損害賠償を受けた場合は、その限度で年金が支払われないことがあります。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を給付を実施する者に届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
 - (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更のあった場合
 - (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合
 - ア 年金の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合（子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなった場合を除く。）
 - イ 年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態になった場合又はその状態でなくなった場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談して下さい。）
- 4 この給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したりすることはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、新しい証書を交付しますので、必要な届出を行ってください。
なお、古い証書は廃棄してください。
- 6 あらかじめ給付を実施する者からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、給付を実施する者に療養若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を廃棄してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

(1) 傷病給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 病状が好転し年金が受けられない程度の障害の状態になった場合（障害の状態については、給付を実施する者に相談してください。）

(2) 障害給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 障害が治り、又は年金が受けられない程度の障害に回復した場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。）

(3) 遺族給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）となった場合

エ 離縁によって死亡した協力援助者との親族関係が終了した場合

オ 受給権者が死亡した協力援助者の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了した場合（その者が協力援助者の死亡の時から引き続き身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあるときを除く。）

カ 身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

8 給付を実施する者への届出、提出、請求等は下記の担当部署宛てに行ってください。

（担当部署）

（所在地）

（電話番号）

年金証書再交付請求書

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 下記の年金証書を ^{亡失} したので再交付を請求 ^{損傷} します。	請求年月日	年 月 日
	（請求者） 住 所 氏 名	
1 証書番号	第	号
2 証書交付年月日	年	月 日
3 受給権者の氏名		
4 傷病 等級 障害	第	級
5 傷病 障害 給付年金の額 遺族		円
※ 受理	年 月 日	※ 再交付
		年 月 日

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 この請求書には、年金証書の亡失の理由を明らかにすることのできる書類を添付すること。

様式第18号（第8条関係）

傷病給付変更決定通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり傷病給付の変更の決定をしたので通知します。		(給付の実施機関名) 印	
変 更 後		変 更 前	
傷病等級 第 級		傷病等級 第 級	
傷病給付年金の額 円		傷病給付年金の額 円	
給付が変更になる年月 年 月			

様式第19号（第8条関係）

障害給付変更決定通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり障害給付の変更の決定をしたので通知します。		(給付の実施機関名) 印	
変 更 後		変 更 前	
障害等級	第 級	障害等級	第 級
障害給付年金の額	円	障害給付年金の額	円
障害給付一時金の額	円		
給付が変更になる年月		年 月	
備 考			

様式第20号（第8条関係）

傷病給付変更請求書

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 下記のとおり傷病給付の変更を請求します。	請求年月日	年 月 日
	年金証書の 番 号	第 号
	（請求者） 住 所 氏 名	
1	現在受けている傷病給付年金の傷病等級	第 級
2	現在受けている傷病給付年金の支給が開始された年月	年 月
3	障害の程度に変更があった年月日	年 月 日
4	傷病の名称、部位及びその状態	
5	変更後の傷病等級	第 級
6	添付する書類その他の資料名	
※ 受理	※ 決定	※ 決定等級
年 月 日	年 月 日	第 級

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 「4 傷病の名称、部位及びその状態」欄の記載事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記載すること。
- 3 この請求書には、障害の程度に変更があった時期の決定及び変更後の傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

障 害 給 付 変 更 請 求 書

兵 庫 県 公 安 委 員 会 殿 （ 兵 庫 県 警 察 本 部 長 ） 下記のとおり障害給付の変更を請求します。	請求年月日	年	月	日
	年金証書の 番 号	第		号
	(請求者) 住 所 氏 名			
1	現在受けている障害給付年金の障害等級	第		級
2	現在受けている障害給付年金の支給が開始された年月		年	月
3	障害の程度に変更があった年月日		年	月 日
4	障害部位及びその程度			
5	変更後の障害等級	第		級
6	添付する書類その他の資料名			
※ 受理	※ 決定	※ 決定等級		
年 月 日	年 月 日	第		級

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 「4 障害の部位及びその程度」欄の記載事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記載すること。
 3 この請求書には、障害の程度に変更があった時期の決定及び変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

年金額変更決定通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 傷病給付年金 下記のとおり障害給付年金の額の変更を 遺族給付年金 決定したので通知します。		(給付の実施機関名) 印	
変 更 後		変 更 前	
傷病給付年金 円		傷病給付年金 円	
障害給付年金 円		障害給付年金 円	
遺族給付年金 円		遺族給付年金 円	
年金の額が変更になる年月		年 月	
変更の理由			
備 考			

障害給付年金差額一時金請求書

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 下記の障害給付年金差額一時金を請求します。		請求年月日	年	月	日
		（請求者） 住所 氏名 協力援助者との 続柄又は関係			
1 協力援助者に関する事項	協力援助者住所	（死亡年月日） 年 月 日			
	氏名 (年 月 日生)	（死亡時の障害等級） 第 級			
	（既存障害とその程度）				
2 障害給付年金差額一時金請求書の計算	受給権者の氏名	協力援助者との続柄	（給付基礎額）（倍数） $\left(\begin{array}{l} \text{支給された年金} \\ \text{及び前払一時金} \\ \text{の額の総計} \end{array} \right)$ (円 × - 円) $\times \frac{1}{\text{(受給権者の数)}} = \text{円}$		
	障害給付年金が支給されていた場合	(年金証書の番号) 第 号	（支給された年金額の合計） 円		
	障害給付年金前払一時金が支給されていた場合	(年金証書の番号) 第 号	（支給された前払一時金の額） 円		
	総	計	円		
3	障害給付年金差額一時金の請求額				円
4	添付する書類その他の資料名				
5 送金先	銀行名		※受理	年	月 日
	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定	年	月 日
	名義 (カタカナで、記入して下さい)		※支払	年	月 日
	口座番号		※決定金額 円		

注 1 ※印欄には記載しないこと。

2 「(既存障害とその程度)」欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記載するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

障害給付年金前払一時金請求書

兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長) 下記の障害給付年金前払一時金を請求します。	請求年月日	年	月	日			
	(請求者) 住所 氏名						
1 (障害等級) 第 級	2 (既存障害とその程度)						
3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額	<input type="checkbox"/> 障害給付年金前払一時金の限度額 <input type="checkbox"/> 1,200倍 <input type="checkbox"/> 1,000倍 <input type="checkbox"/> 800倍 <input type="checkbox"/> 600倍 給付基礎額の に相当する額 <input type="checkbox"/> 400倍 <input type="checkbox"/> 200倍						
4 障害給付年金前払一時金の請求額	(1) 限度額を選択した場合 円						
	(2) 限度額以外を選択した場合 (給付基礎額) 円 × 倍 = 円						
5 障害給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額	年	月分	から	年	月分	まで	円
6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日	年	月	日				
※ 受理 年 月 日	※ 決定 年 月 日	※ 支払 年 月 日	※ 決定金額 円				

注 1 ※印欄には記載しないこと。

2 「2 (既存障害とその程度)」欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記載するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

3 「3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額」欄については、請求者が選択するに√印を記載すること。

4 障害給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は、「5 障害給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」欄は、記載しないこと。

遺族給付年金前払一時金請求書

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 下記の遺族給付年金前払一時金を請求し ます。	請求年月日	年	月	日
	（請求者） 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係			
1 請求者（代表者）が選択する遺族給付年金前払一時金の額	給付基礎額の	<input type="checkbox"/> 1,000倍 <input type="checkbox"/> 800倍 <input type="checkbox"/> 600倍 <input type="checkbox"/> 400倍 <input type="checkbox"/> 200倍	に相当する額	
2 遺族給付年金前払一時金の請求額	（給付基礎額） 円 × 倍 × $\frac{1}{\text{（請求者の数）}}$ = 円			
3 遺族給付年金前払一時金の請求額の合計額	（2の請求額） × （請求者の数） = 円			
4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額	年	月分	から	年 月分まで 円
5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日	年	月	日	
（代表者の氏名）を代表者として、遺族給付年金前払一時金の請求及び受領を委任します。				
請求者の同順位者	住 所	氏 名	協力援助者との続柄	
※ 受理 年 月 日	※ 決定 年 月 日	※ 支払 年 月 日	※ 決定金額 円	

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 「1 請求者（代表者）が選択する遺族給付年金前払一時金の額」欄については、請求者（代表者）が選択する□に✓印を記載すること。
 3 遺族給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は、「4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」欄は、記載しないこと。

様式第26号（第10条の2関係）

年金支給停止期間満了通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり年金の支給停止期間が満了した ので通知します。		(給付の実施機関名) 印	
停 止 期 間 満 了 の 年 月		年	月
年 金 の 支 給 開 始 年 月		年	月
備 考			

遺族給付年金支給停止申請書

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 下記の所在不明者に係る遺族給付年金の支給 停止を申請します。		申請年月日	年 月 日	
		（申請者） 年金証書の番号 第 号 住 所 氏 名 （ 年 月 日生） 所在不明者との続柄		
1 所在 不明 者	年金証書の番号	第 号		
	氏 名			
	最後の住所			
	所在不明となった年月日	年 月 日		
	所在不明理由			
2 申請者 の 同 順 位 者	氏 名	住 所	年金証書の 番 号	所在不明者 との続柄
3 添付する書類その他の資料名				
※ 受理 年 月 日		※ 決定 年 月 日		※ 決定内容 年 月分から停止

注 1 ※印欄には記載しないこと。

2 「1 所在不明者」の年金証書の番号欄には、その番号が不明のときは記載する必要はない。

3 この申請書には、所在不明となった者の所在が1年以上明らかでないことを証明することのできる書類を添付すること。

様式第28号（第13条関係）

遺族給付年金支給停止解除申請書

兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長)	申請年月日	年 月 日
	(申請者) 年金証書の番号 第 号 住 所 氏 名 (年 月 日生)	
下記のとおり遺族給付年金の支給停止の解除を申請します。		
支給停止となった年月 年 月		
※ 受理 年 月 日	※ 決定 年 月 日	※ 決定内容 年 月分から解除

注 ※印欄には記載しないこと。

療 養 現 状 報 告 書
障 害

(表)

兵 庫 県 公 安 委 員 会 殿 (兵 庫 県 警 察 本 部 長) 下記のとおりに療養 障 害 の現状を報告します。	報告年月日	年 月 日
	(報告者) 住 所 氏 名	
1 負傷又は発病年月日	年 月 日	
2 療養開始年月日	年 月 日	
3 傷病給付年金 支給開始年月 障害給付年金	年 月	
4 年金証書の番号	第 号	
5 傷病名又は障害等級		
6 傷病の経過又は障害の状況		
7 日常生活の概要		
8 添付する書類その他の資料名		

- 注 1 報告者は、※印欄には記載しないこと。
 2 療養・障害についてはいずれかを○で囲むこと。
 3 「7 日常生活の概要」欄の記載に当たっては、最近1年間について記載すること。

※ 9 医 師 の 証 明	傷病又は障害の種類
	傷病の経過及び治療方法の概要
	傷病又は障害の現状
	今後の見込み
	上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名

遺族の現状報告書

兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長) 下記のとおり遺族の現状を報告します。		報告年月日	令和 年 月 日				
		(報告者) 住 所 氏 名 年金証書の番号 第 号					
1 協力援助者の氏名 (年 月 日死亡)							
2 遺族給付年金受給資格者	氏 名	生 年 月 日	住 所	協 力 援 助 者 との続柄	障 害 の有無	報告者と生計を 同じくしている 事実の有無	
					有・無	有・無	
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
3 添付する書類その他の資料名							

注 「障害の有無」欄において、「障害」とは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態を意味し、有無いずれかを○で囲むこと。

審 査 請 求 書

兵 庫 県 公 安 委 員 会 殿 （ 兵 庫 県 警 察 本 部 長 ）		
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関するについて下記のとおり審査請求をします。		
請 求 年 月 日 年 月 日 請 求 人 の 住 所 職 業 氏 名 災 害 を 受 け た 者 と の 続 柄 又 は 関 係 生 年 月 日 年 月 日 生		
1 協力援助をした者 住 所 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 生	2 協力援助を受けた者 所 属 階 級 氏 名	
3 協力援助及び災害発生の日時、場所 協 力 援 助 し た 日 時 年 月 日 午 前 時 分 午 後 場 所 災 害 発 生 の 日 時 年 月 日 午 前 時 分 午 後 場 所	4 受けた災害 傷 病 名 部 位 程 度	
5 給付に関して受けた通知の要旨及びその年月日		
6 審査請求事項		
※ 7 審査結果の概要 判 定 理 由		
※ 受 理 年 月 日 年 月 日	※ 審 査 年 月 日 年 月 日	※ 決 定 年 月 日 年 月 日

- 注 1 請求人は、※印欄には記載しないこと。
- 2 この請求書には、審査に必要な資料があれば添付すること。
- 3 「6 審査請求事項」欄だけでは記載できないときは、別紙に記載し、添付してもよい。

様式第32号（第18条関係）

災 害 給 付 記 録 簿

No.

(1号紙)

1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)	9 災害発生の状況とその原因	13 遺族給付	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金				
			<input type="checkbox"/> 年金額 <input type="checkbox"/> 一時金額 円				
年 月 日 支給決定 支 払							
受給			氏 名 協力援助者との続柄				
権者							
2 協力援助を受けた者 所 属 官職階級 氏 名		10 給付基礎額 円	14 葬祭給付	金 額 円			
年 月 日 支払							
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係							
3 負傷又は発病年月日 年 月 日	11 傷病給付		15 障害給付 年金差額 一時金	金 額 円			
年 月 日 支払							
4 傷病名および傷病の部位				12 障害給付	受給	氏 名	協力援助者との続柄
					権者		
5 傷病等級該当年月日 年 月 日			11 傷病給付	傷病等級 級 号			
年 月 日 支給決定							
6 傷病の治癒年月日 年 月 日		12 障害給付	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金				
障害等級 級 号							
<input type="checkbox"/> 準用 <input type="checkbox"/> 併合繰上げ <input type="checkbox"/> 加重							
<input type="checkbox"/> 年金額 <input type="checkbox"/> 一時金額 円							
7 死亡年月日 年 月 日	12 障害給付	16 障害給付 年金前払 一時金	金 額 円				
年 月 日 支払							
8 認定の通知年月日 年 月 日	12 障害給付	17 遺族給付 年金前払 一時金	金 額 円				
			年 月 日 支給決定支払				

(年度)

(2号紙)

18 療 養 給 付			19 休 業 給 付			20 介 護 給 付		
支 払 年 月 日	日 数	金 額	支 払 年 月 日	日 数	金 額	支 払 年 月 日	日 数	金 額
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日	日	円
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日	日	円
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日	日	円
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日	日	円
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日	日	円
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日	日	円
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日	日	円
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日	日	円
計	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日	日	円
本年度までの累計	日	円	本年度までの累計	日	円	本年度までの累計	日	円

様式第33号（第18条関係）

傷病給付年金記録簿

（1号紙）

No. _____		災害給付記録簿番号					
1	年金証書の番号 第 号	年 月から	(基礎給付額) × (倍数) = 円	7 傷 病 給 付 年 金 の 額			
2	受給権者の氏名 (年 月 日生)	年 月から	× = 円				
3 住 所		年 月から	× = 円				
		年 月から	× = 円				
4 傷 病 等 級	第 級 (年 月 日決定)	備 考					
	第 級 (年 月 日決定)						
	第 級 (年 月 日決定)						
5	支給開始年月				年 月		
6	傷病の名称、部位及びその状態						

(2号紙)

8 支 給 に 係 る 月	9 支 払 年 月	10 支 払 金 額	備 考
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
累 計		円	

様式第34号 (第18条関係)

障 害 給 付 年 金 記 録 簿

(1号紙)

No. _____

災害給付記録簿番号

1 年金証書の番号		第	号	6 障 害 給 付 年 金 の 額	年	月	から	(基礎給付額)	(倍数)	円	
2 受給権者の氏名		(年		月	日	生)	年	月	から	円
3					年	月	から	×	=	円	
住 所				備 考							
4 障 害 等 級	第 級 (年 月 日決定)										
	第 級 (年 月 日決定)										
	第 級 (年 月 日決定)										
5 支給開始年月		年 月									

(2号紙)

7 支 給 に 係 る 月	8 支 払 年 月	9 支 払 金 額	備 考
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
累 計		円	

様式第35号（第18条関係）

遺族給付年金記録簿

（1号紙）

No. _____				災害給付記録簿番号			
1 遺族給付年金受給資格者	氏名	生年月日	住所	協力援助者との続柄	受給権者となった年月日	その理由	年金証書の番号
2 遺族給付年金の額	年 月から		(給付基礎額)		(倍数)		
					×	=	円
	年 月から				×	=	円
	年 月から				×	=	円
年 月から				×	=	円	

3 受給権者氏名	4 支給に係る月	5 支払年月日	6 支払金額	備考
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
	年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
累 計			円	